

## 新年にあたり

## 参議院議員 佐藤 正久

新年あけましておめでとうございます。

旧年中も郷友連盟の皆様のご支援のおかげで、議員活動に専念することができましたこと、紙面を借りて御礼申し上げます。

年頭にあたりまして、昨年6月16日に可決成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下、重要土地等調査法と呼びます）を中心に、安全保障と法整備についてお話ししたいと思います。

重要土地等調査法では、防衛関連施設、海上保安庁の施設および国民生活上重要な施設の周辺約1kmの範囲内を「注視区域」に指定し、安全保障上さらに重要な区域（機能を代替できない防衛関連施設および国境離島等）を「特別注視区域」に指定することができます。

「注視区域」については、内閣総理大臣は土地の利用状況を調査でき、関係する省庁の大臣や地方自治体の長に土地利用者の氏名や住所等の必要な情報の提供を求めることができます。また、土地の利用者にも情報提供や利用状況の報告を求めることができます。そして、利用状況に問題がある場合は、土地利用の中止を勧告・命令できます。もし命令に従わなければ、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、あるいはその両方が科されます。

「特別注視区域」については、区域内の200平方メートル以上の土地を取引する場合、取引当事者は名前、住所および利用目的等を内閣総理大臣に届け出る義務があり、内閣総理大臣はその取引内容を調査します。この調査についても、関係する省庁の大臣や地方自治体の長に土地利用者の氏名や住所等の必要な情報の提供を求めることができます。また、土地の利用者にも情報提供や利用状況の報告を求めることができます。そして、取引の無届や虚偽の届出に対しては、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

以上、重要土地等調査法の内容を簡単に説明しましたが、この法律の成立までには長年の紆余曲折がありました。

日本には戦前に成立した「外国人土地法」という外国人による土地取得を規制する法律がありますが、その実効に必要な政令は第2次大戦終結直後に無効とされ、戦後長らく有名無実化していました。

しかし、21世紀になって以降、外国資本による自衛隊の基地や演習場周辺の土地の買収等が問題視されるようになり、2010年（平成22年）前後から自民党内で新法成立の機運が生じ始めました。この流れを受け、2011年（平成23年）に「安全保障と土地法制を研究する議員の会」が自主的な勉強会として自民党内で発足し、第2次安倍内閣成立後の2013年（平成25年）には自民党の正式の機関として「安全保障と土地法制に関する特命委員会」（以後、特命委員会と呼びます）が設置され、佐藤は初代委員長を拝命しました。

特命委員会では、土地取引の規制と憲法上の財産権をどのようにして両立させるか、外国人が関わる場合に国際ルール違反にならないようにはどうすべきか等、熱心な議論が行われました。ま

た、一言に土地と言ってもそれに関する権限を有するのは総務省、国土交通省、経済産業省、農林水産省等々、法制度は法務省の管轄、安全保障の観点から言えば防衛省だけでなく海上保安庁も巻き込んだ方が良く、そもそも省庁横断の話になるのだから内閣官房や内閣府の協力も必要だと、議論の進展とともにその対象は拡大の一途をたどりました。

例えば、2014年（平成26年）に特命委員会が、同じ与党の公明党との間でまとめた案では、防衛大臣が防衛関連施設の周辺100mまでの区域を調査して台帳を作成するとしました。この法案ができると、登記簿だけではなく、個人情報保護の観点から他省庁が所管する住民基本台帳や課税台帳も見ることができ、各種情報を突合することができるようになります。ただ、一方で、その対象が防衛関連施設のごく近傍だけの調査で終わってしまい、安全保障上重要な原子力施設やインフラ（重要空港・港湾、発電所等）をカバーできません。防衛省だけの案ではこのような限界があるわけで、安全保障の観点からは他省庁が管轄する施設や土地も広く調査対象に含める必要性が浮き彫りになりました。ですから、関係各省庁を巻き込んでの広範な議論を行い、省庁横断的で実効性のある法律案の作成には長い時間がかかりました。また、土地に関わる経済安全保障の議論はなかなか表に出ず、外為法改正の議論でも土地だけは触らずに、先送りになってきました。

それが一挙に動き出したのは、菅政権が発足してからのことです。2020年（令和2年）12月に特命委員会が提言書を提出すると、菅総理（当時）は2021年（令和3年）1月の参議院本会議で「長年に亘り議論されてきた課題であり、この政権で成果を上げられるよう、しっかりと取り組んでいく」と述べ、新法の提出を明言しました。実際、平成26年に自公で纏めた案をベースに、政府与党間で議論を進め、3月には重要土地等調査法の案が内閣から衆議院に提出され、衆議院での議決後、6月に参議院で審議と採決が行われて成立した次第です。

勉強会の発足から10年余り、その努力がようやく実を結んだ感慨もありますが、国と国民を守るために整備すべき法制度はまだ存在しています。

例えば、いわゆる「グレーゾーン」に関する法整備です。安全保障上のグレーゾーンとは「純然たる平時ではなく、有事でもない」という幅広い状況を指す言葉ですが、その曖昧さ故に事態の当事者である自衛隊、警察、海上保安庁などにとっては、果たしてどこまで何をやってよいのか、逆にやるべきではないのか、判断に非常に迷うところです。そしてこのグレーゾーンが発生しているのが尖閣諸島です。尖閣諸島では中国海警局の船が接続水域を連日航行し、時には領海へ侵入するなどして、海上保安庁がその対処に忙殺されていますが、その尖閣諸島問題で中国当局はグレーゾーンに関する先制パンチを打ってきました。すなわち、昨年2月に制定された海警法です。趣旨を簡単に述べると「中国の管轄する海域で、海警局は外国船舶に対して武器使用を含めた強制措置を執ることができる」というものです。これだと「中国の管轄する海域」というのが領海を指すのか、公海や大陸棚まで含むのかが不明ですし、場合によっては国際法に反してでも「中国の管轄する海域」を一方的に指定して海警法を適用することも可能です。また、武器使用の対象には外国船舶を含むことを明文化していますし、国際法上は違法とされる公海上での外国軍艦・公船に対する強制措置も可能としています。中国は、このように法的根拠を整備して自国にとって都合の良い法的環境を整備することを安全保障策の一環としてとらえ、「法律戦」と呼称しています。この法律戦に後れを取ることは、国際社会で重要視される大義名分の主張に後れを取ることに繋がりがねません。そのような事態に陥らず、我が国の領域を確実に守るために必要なのが「領域警備法」です。自衛隊、

警察、海上保安庁に領域警備についての法的根拠を与え、その任務と行動を下支えする法律の整備が急がれます。なぜなら領域警備の現場は、もう実際に動き出しているからです。海上自衛隊はグレーゾーン対処を可能とする「もがみ」型護衛艦の建造を進めており、海上保安庁も中国海警局の大型船に対抗できる大型巡視船を建造しています。沖縄県警は尖閣諸島への不法上陸に対する警備方法を研究しています。

こうした現場の努力を無駄にしないために、佐藤は今後も政治の場で国防に邁進して参りますことを皆様にお誓いして、簡単ではございますが年頭のご挨拶とさせていただきます。